

水資源機構工業用水道事業費補助金交付要綱

平成 15 年 10 月 1 日
平成 15・09・30 財地第 2 号

改正 平成 22 年 2 月 24 日

平成 22・02・19 財地第 1 号

最終改正 令和 3 年 3 月 26 日

20210309 財地第 1 号

独立行政法人水資源機構法施行令（平成 15 年政令第 329 号）第 53 条第 7 項の規定に基づき、水資源機構工業用水道事業費補助金交付要綱を次のとおり制定する。

経済産業大臣 梶山 弘志

水資源機構工業用水道事業費補助金交付要綱

（通則）

第 1 条 独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）に対する工業用水道事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、独立行政法人水資源機構法（平成 14 年法律第 182 号。以下「機構法」という。）、独立行政法人水資源機構法施行令（平成 15 年政令第 329 号。以下「機構法施行令」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第 2 条 この補助金は、機構法第 35 条の規定に基づき、機構が行う機構法第 12 条第 1 項第 1 号の業務（機構法第 2 条第 2 項に規定する水資源開発施設を利用して流水を工業用水道の用に供する場合に限る。以下「補助事業」という。）に要する経費の一部を補助し、工業用水の豊富低廉な供給を図り、もって工業の健全な発展に寄与することを目的とする。

（交付の対象及び補助金の額）

第 3 条 経済産業大臣（以下「大臣」という。）は、機構が補助事業を実施するために必要な経費のうち、工業用水道に係る機構法第 25 条第 1 項又は第 2 項の規定による負担金の額（以下「工水負担金の額」という。）について予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の補助金の額は、機構法施行令第 53 条第 2 項に規定する補助金の額とする。

（交付の申請）

第 4 条 機構は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第 1 による補助金交付申請書を大臣に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、適正化法施行令第3条第2項の規定による書類を添附することを要しない。
- 3 第1項の申請書の提出期限は、会計年度ごとに大臣が定め、機構に通知するものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第5条 機構は、前条第1項の規定に基づく交付の申請、第8条の規定に基づく申請の取下げ、第10条第1項の規定に基づく計画変更の申請、第12条第1項の規定に基づく補助事業が完了しない場合等の報告、同条第2項の規定に基づく繰越の報告、第13条の規定に基づく状況報告、第14条第1項の規定に基づく実績報告、第16条第2項の規定に基づく支払請求又は第19条第3項の規定に基づく財産の処分の承認申請（以下「交付申請等」という。）については、原則、電子情報処理組織を使用する方法（適正化法第26条の3第1項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。）により行わなければならない。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第6条 大臣は、前条の規定により行われた交付申請等に係る次条第1項の規定に基づく通知、第10条第1項の規定に基づく承認、第12条第1項の規定に基づく指示、第13条の規定に基づく要求、第15条第1項の規定に基づく通知、同条第2項の規定に基づく返還命令、同条第3項の規定に基づく納付命令（第17条第4項の規定において準用する場合を含む。）、第17条第1項の規定に基づく取消し若しくは変更、同条第2項の規定に基づく返還命令、同条第3項の規定に基づく納付命令、第18条第3項の規定に基づく納付命令（第19条第5項の規定において準用する場合を含む。）又は第19条第3項の規定に基づく承認について、当該通知等を補助金申請システム又は電子メールにより行うことができる。

(交付決定の通知)

第7条 大臣は、第4条第1項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、様式第2による補助金交付決定通知書を機構に送付するものとする。

- 2 第4条第1項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、60日とする。
- 3 大臣は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第8条 機構は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から15日以内に大臣に書面をもって申し出なければならない。

(補助事業の経理等)

第9条 機構は、補助事業の経費については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 機構は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(計画変更の承認等)

第10条 機構は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ様式第3による申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の経費の費目ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

(ア) 建設事業事務費及び一般管理費等（以下「事務費」という。）から建設費への経費の配分の変更である場合

(イ) 事務費間の経費の配分の変更である場合

(ウ) 前2号に掲げるもののほか、当該流用に係る費目ごとの変更額が、補助金の交付の決定（この条の規定による変更の承認を受けた事業にあつては、当該変更の承認）の内容となったそれぞれの費目に100分の30を乗じて得た額以内の経費の配分の変更である場合

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

(ア) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

(イ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

(3) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(契約等)

第11条 機構は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、原則として一般の競争に付さなければならない。

2 機構は、前項の一般の競争に付さなかった場合には、書面において、その理由を明らかにしておかななければならない。

3 機構は、前2項の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。

4 機構は、第1項の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適當である場合は、大臣の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

5 大臣は、機構が前項本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、機構は大臣から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。

6 前5項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、機構は、必要な措置を講じるものとする。

(補助事業が完了しない場合等の報告)

第12条 機構は、次の場合においては、速やかに書面をもって大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

(1) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合

(2) 補助事業の遂行が困難となった場合

(3) 補助事業に災害を受けた場合

(4) 補助事業が当該補助事業に係る補助金の交付の決定の内容となった事業費より1,00

0 万円以上少額で完了することが明らかになった場合

- 2 機構は、前項第 1 号の場合において、補助金の交付の決定に係る国の会計年度を超えて補助事業を継続しようとする場合は、前項の報告を様式第 4 による繰越報告書により行うものとし、当該会計年度の 3 月 31 日までに大臣に報告しなければならない。

(状況報告)

- 第 13 条 機構は、補助事業の遂行の状況について、大臣の要求があったときは、速やかに様式第 5 による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

- 第 14 条 機構は、補助事業が完了（第 10 条第 1 項第 3 号の中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して 30 日を経過した日又は翌年度の 4 月 15 日のいずれか早い日までに様式第 6 による実績報告書を大臣に提出しなければならない。ただし、大臣が、この期日によることが困難な特別の事由があると認めたときは、補助事業の完了の日の属する国の会計年度の翌年度の 7 月 31 日まで繰り下げることができる。
- 2 機構は、前項に規定する実績報告書の提出期限について、大臣の別段の承認を受けたときは、その期限によることができる。

(補助金の額の確定等)

- 第 15 条 大臣は、前条第 1 項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第 10 条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、機構に通知する。
- 2 大臣は、機構に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

- 第 16 条 補助金は前条第 1 項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。
- 2 機構は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第 7 による精算（概算）払請求書を大臣に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

- 第 17 条 大臣は、第 10 条第 1 項第 3 号の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第 7 条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。
 - (1) 機構が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合。
 - (2) 機構が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
 - (3) 機構が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、交付の決定後生じた事情の変更等により特別の必要が生じた場合。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

- 2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 大臣は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還については、第15条第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

- 第18条 機構は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 機構は、取得財産等について、管理台帳を備え管理しなければならない。
 - 3 大臣は、機構が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第19条 取得財産等のうち、適正化法施行令第13条第4号及び第5号の規定に基づき大臣が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。
- 2 適正化法施行令第14条第1項第2号に定める財産の処分を制限する期間は、大臣が別に定める期間とする。
 - 3 機構は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。
 - 4 機構は、社会経済情勢等の変化により、取得財産等の有効活用又は転用（以下「転用等」という。）をしようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。
 - 5 前条第3項の規定は、前2項の承認をする場合において準用する。

(情報管理及び秘密保持)

- 第20条 機構は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。
- なお、情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。
- 2 機構は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。機構又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も機構による違反行為とみなす。
 - 3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この要綱の施行前に適正化法第6条第1項の規定により行われた水資源開発公団に対する工業用水道事業費補助金に係る交付決定は、この要綱における第7条第1項の規定により行われた交付決定とみなす。

附 則

この要綱は、平成17年2月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月26日から施行する。

様式第 1〔第 4 条〕

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

独立行政法人水資源機構
理事長名

年度水資源機構工業用水道事業費（ 事業）補助金交付申請書

年度において下記のとおり 事業を実施したいので、水資源機構工業用水道事業費補助金交付要綱第 4 条第 1 項の規定に基づき、工業用水道事業費補助金 円の交付を申請します。

記

- 1 補助事業に要する経費の配分額 （別紙 1）
 - 2 補助金額の算出基礎 （別紙 2）
 - 3 事業の完了の予定期日 年 月 日
- （注） 申請書は事業ごとに提出するものとする。

別紙 1

補助事業に要する経費の配分額

事業

費 目	事 業 費 (円)	摘 要
建 設 費		
工 事 費		
測 量 設 計 費		
用 地 費 及 補 償 費		
船 舶 及 機 械 器 具 費		
営 繕 費		
事 業 車 両 費		
建 設 事 業 事 務 費		
一 般 管 理 費 等		
計		
負 担 率	%	
工 水 負 担 金 の 額		

- 備考 1 別紙 1 には、事業実施設計書（事業費総括表、種別細別内訳表）、当該年度の事業計画の内容が分かる資料及び事業概要図を添付すること。
- 2 上記種別細別内訳表の各費目において、経済産業省が指示する設計指針並びに積算基

準及び積算資料によらず設計、積算した工事等については、当該工事等の必要性、設計の妥当性又は積算の根拠を明らかにした資料を別途添付すること。

別紙 2

補助金額の算出基礎

事業

工業用水道事業者名	工水負担金の額 (円)	補助対象事業費 (円)	補 助 率 (%)	補 助 金 (円)	摘 要
計					

番
年 月 日
号

独立行政法人水資源機構理事長名 あて

経済産業大臣名

年度水資源機構工業用水道事業費（ 事業）補助金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号をもって申請のありました 年度工業用水道事業費補助金については、水資源機構工業用水道事業費補助金交付要綱（平成15年10月1日付け平成15・09・30財地第2号。以下「交付要綱」という。）第7条第1項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業は、 年 月 日付け 第 号で申請のありました 年度 事業とし、その内容は、 年度水資源機構工業用水道事業費（ 事業）補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）記載のとおりとします。
2. 工水負担金の額、補助対象事業費、補助金の額及び補助率は、次のとおりとします。ただし、補助事業の内容が変更された場合における工水負担金の額、補助対象事業費、補助金の額及び補助率については、別に通知するところによるものとします。

工業用水道事業者名	工水負担金の額 (円)	補助対象事業費 (円)	補助率 (%)	補助金の額 (円)
				()
				()
計				()

（注）補助金の額の（ ）は、補助金交付額の調整を示し内数である。

3. 補助事業に要する経費の配分額は、交付申請書記載のとおりとします。
4. 補助金の額の確定は、交付決定された補助金の額の範囲内であって、精算補助対象事業費に補助率を乗じて得られた額とします。
5. 機構は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び交付要綱の定めるところに従わなければならない。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。

- （1）交付要綱第17条第1項の規定による交付決定の取消し、同条第2項の規定による補助金等の返還及び同条第3項の規定による加算金の納付。
- （2）適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- （3）相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
- （4）補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。

6. 補助金の交付の条件は、次のとおりとします。

(1) 補助金の交付を受けた機構は、次の各号に掲げる場合には、大臣の承認を受けなければなりません。

(イ) 補助金の交付を受ける事業年度の 事業（以下「本事業」という。）の経費の費目ごとに配分された額又は内容を変更をしようとする場合（交付要綱第10条第1項第1号又は第2号に掲げる軽微な変更を除く。）

(ロ) 補助金の交付に係る本事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助金の交付を受けた機構は、補助金の交付の対象である工事の実施に関して契約をなす場合においては、原則として一般の競争に付さなければなりません。一般の競争に付さなかった場合には、書面において、その理由を明らかにしておかなければなりません。

(3) 補助金の交付を受けた機構は、補助金の交付に係る本事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合、その遂行が困難となった場合、災害を受けた場合又は交付の決定の内容となった事業費より著しく少額で完了することが明らかになった場合においては、速やかに大臣に報告し、その指示を受けなければなりません。

(4) 補助金の交付を受けた機構は、本事業の経費について、帳簿及びすべての証拠書類を備え、常にその収支を明らかにしておかなければなりません。

(5) 補助金の交付を受けた機構は、本事業の完了後においても、取得財産等を善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければなりません。

(6) 補助金の交付を受けた機構は、補助金の交付に係る本事業により取得し、又は効用の増加した適正化法施行令第13条及び交付要綱第19条第1項に規定する財産を、大臣の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはなりません。

7. この交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服がある場合における補助金の交付の申請の取り下げをすることができる期日は、この決定通知を受けた日から起算して15日以内とします。

責任者：〇〇局〇〇課長 〇〇

担当者：〇〇、〇〇

電話：03-3501-1511(内線〇〇)

03-3501-1677 (直通)

様式第3〔第10条〕

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

独立行政法人水資源機構
理事長名

年度水資源機構工業用水道事業費（ 事業）補助事業計画変更（等）承認申
請書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知を受けた 年度工業用水道
事業費補助金（ 事業）について、水資源機構工業用水道事業費補助金交付要綱第10条第
1項の規定により、計画変更（等）について下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業に要する経費の配分額 （別紙1）
 - 2 補助金額の算出基礎 （別紙2）
 - 3 事業の完了の予定期日 年 月 日
- （注）1 申請書は事業ごとに提出するものとする。
2 中止又は廃止にあつては、中止又は廃止後の措置を含めてこの様式に準じ申請すること。

別紙1

補助事業に要する経費の配分額

事業

費 目	事 業 費 (円)	摘 要
建 設 費		
工 事 費		
測 量 設 計 費		
船舶及機械器具費		
営 繕 費		
事 業 車 両 費		
建 設 事 業 事 務 費		
一 般 管 理 費 等		
計		
負 担 率	%	
工 水 負 担 金 の 額		

備考1 「事業費」欄は上下二段書きとし、上段には既計画分を、下段には変更計画分を対比して記載すること。

2 別紙1には、変更実施設計書（事業費総括表、種別細別内訳表）、計画変更の内容が分かる資料及び事業概要図を添付すること。

3 上記種別細別内訳表の各費目において変更する工事等のうち、経済産業省が指示する設計指針並びに積算基準及び積算資料によらず設計、積算した工事等については、当該工事等の必要性、設計の妥当性又は積算の根拠を明らかにした資料を別途添付すること。

別紙 2

補助金額の算出基礎

事業

工業用水道事業者名	工水負担金の額 (円)	補助対象事業費 (円)	補 助 率 (%)	補 助 金 (円)	摘 要
計					

備考 既計画から変更がある欄は上下二段書きとし、上段には既計画分を、下段には変更計画分を対比して記載すること。

番
年 月 日
号

経済産業大臣 殿

独立行政法人水資源機構
理事長名

年度水資源機構工業用水道事業費（ 事業）補助事業繰越報告書

年 月 日付け 第 号をもって工業用水道事業費補助金の交付決定の通知がありました。年度 事業が予定期間内に完了できなくなりましたので、水資源機構工業用水道事業費補助金交付要綱第12条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業繰越理由書 (別紙1)
- 2 繰越計算書 (別紙2)
- 3 事業実施計画及び完了予定日 (別紙3)

別紙1

年度水資源機構工業用水道事業費補助金（ 事業）繰越理由書

補助金額 円
支出済額 円
繰越額 円
繰越理由

費 目	繰 越 額 (円)	摘 要
建 設 費		
工 事 費		
測 量 設 計 費		
用 地 費 及 補 償 費		
船 舶 及 機 械 器 具 費		
営 繕 費		
事 業 車 両 費		
建 設 事 業 事 務 費		
一 般 管 理 費 等		
計		

備考 繰越理由は、繰越する工事等ごとに記載し、工程表を別途添付すること。

別紙2

繰越計算書

事業

費目	年度 予算額 (円)	進捗率 (%)	年度 実施予定額 (円)	年度 繰越予定額 (円)	不用見込額 (円)	摘要
建設費						
工事費						
測量設計費						
用地費及補償費						
船舶及機械器具費						
営繕費						
事業車両費						
建設事業事務費						
一般管理費等						
計						
工水負担金の額						
補助金相当額						
補助金充当額						

備考 「進捗率」欄には、実施予定額を予算額で除した数値を表記し、「計」欄における進捗率を用いて工水負担金の額、補助金相当額及び補助金充当額の「実施予定額」欄を算出すること。

別紙3

事業実施計画

事業

繰越額 (円)	事業実施計画(金額)				事業完了 予定期日
	第1・四半期 (円)	第2・四半期 (円)	第3・四半期 (円)	第4・四半期 (円)	
補助対象事業費					
補助金相当額					
補助金充当額					

様式第 5〔第 13 条〕

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

独立行政法人水資源機構
理事長名

年度水資源機構工業用水道事業費（ 事業）状況報告書

年度 事業の遂行状況について、水資源機構工業用水道事業費補助金交付要綱第 13 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

（ 年 月 日現在）

費 目	事 業 費 (円)	摘 要
建 設 費		
工 事 費		
測 量 設 計 費		
用 地 費 及 補 償 費		
船 舶 及 機 械 器 具 費		
営 繕 費		
事 業 車 両 費		
建 設 事 業 事 務 費		
一 般 管 理 費 等		
計		
工 水 負 担 金 の 額		
補 助 金 相 当 額		

備考 「事業費」欄は上下二段書きとし、上段には本年度事業計画額を、下段には本報告書を提出する時点までに支払いが完了した事業費の実績額を記載することとし、事業費総括表、種別細別内訳表、実績額及び事業の進捗状況を確認できる資料を別途添付すること。

番
年 月 日
号

経済産業大臣 殿

独立行政法人水資源機構
理事長名

年度水資源機構工業用水道事業費（ 事業）補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定の通知がありました 年度工業用水道事業費補助金（ 事業）について事業を実施しましたので、水資源機構工業用水道事業費補助金交付要綱第14条第1項の規定に基づき、下記のとおりその実績を報告します。

記

- 1 補助事業に要した経費の配分額 (別紙1)
- 2 国庫補助金精算書 (別紙2)
- 3 工事出来高調書 (別紙3)
- 4 事業の完了月日 年 月 日

別紙1

補助事業に要した経費の配分額

事業

費 目	事 業 費 (円)	摘 要
建 設 費		
工 事 費		
測 量 設 計 費		
用 地 費 及 補 償 費		
船 舶 及 機 械 器 具 費		
営 繕 費		
事 業 車 両 費		
建 設 事 業 事 務 費		
一 般 管 理 費 等		
計		
負 担 率	%	
工 水 負 担 金 の 額		

備考1 「事業費」欄は上下二段書きとし、上段には計画分を、下段には実績分を対比して記載すること。

- 2 別紙1には、精算実施設計書（事業費総括表、種別細別内訳表）、雑収入の内容及びその金額が分かる資料、当該年度に実施した事業内容が分かる資料及び事業概要図を別途添付すること。

別紙 2

国庫補助金精算書

事業

工業用水道 事業者名	工水負 担金の 額 (円)	補助対 象事業 費 (円)	国庫補 助金交 付決定 額 (円)	精算工 水負担 金の額 (円)	精算補 助対象 事業費 (円)	国 庫 補助率 (%)	精算国 庫補助 金額 (円)	概算払 受領額 (円)	差引国庫 補助金未 受領（返 還）額 (円)
計									

別紙 3

工事出来高調書

事業

費 目	計 画 高 (円)	出 来 高 (円)	計画高に対 する比率 (%)	不 用 額 (円)	摘 要
建 設 費					
工 事 費					
測 量 設 計 費					
用 地 費 及 補 償 費					
船 舶 及 機 械 器 具 費					
営 繕 費					
事 業 車 両 費					
建 設 事 業 事 務 費					
一 般 管 理 費 等					
計					

獨立行政法人水資源機構
理事長名

一金 一圓也

- 1 工事出来高調書及び工業用水道事業費補助金請求内訳 (別紙1)
- 2 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義を記載すること。

工事出来高調書
(第 四半期)

(単位：円)

[illegible]

